

改正後	現行
<p style="text-align: center; color: red;">2025年7月1日改定</p> <p>認定制度細則</p> <p>目的</p> <p>第1条 この細則は、日本老年麻酔学会会則の第3条（目的）に基づき、認定医、指導医に関し、必要な事項を定める。</p> <p>認定</p> <p>第2条 この学会は、日本老年麻酔学会認定医（以下、認定医）および日本老年麻酔学会指導医（以下、指導医）を認定する。</p> <p>審査</p> <p>第3条 認定医および指導医を認定するための審査は、認定審査委員会が行う。</p> <p>2. 認定審査委員会は、別に定める。</p> <p>認定医</p> <p>第4条 認定医とは、別に定める規定にもとづき、この学会の理事会が認定した者をいう。ただし、2025年4月1日より認定医の新規および更新の認定は行わず、2025年度認定医の資格有効期限が満了する2030年3月31日をもって廃止する。別に定める要件を満たす認定医は新規に指導医に認定する。</p> <p>指導医</p> <p>第5条 指導医とは、別に定める規定にもとづき、この学会の理事会が認定した者をいう。</p> <p>細則の変更</p> <p>第6条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認により、変更する。</p> <p>附則</p> <p>この細則は、2013年5月23日に制定、施行する。 この細則は、2025年7月1日に施行する。</p>	<p>認定制度細則</p> <p>目的</p> <p>第1条 この細則は、日本老年麻酔学会会則の第3条（目的）に基づき、認定医、指導医に関し、必要な事項を定める。</p> <p>認定</p> <p>第2条 この学会は、日本老年麻酔学会認定医（以下、認定医）および日本老年麻酔学会指導医（以下、指導医）を認定する。</p> <p>審査</p> <p>第3条 認定医および指導医を認定するための審査は、認定審査委員会が行う。</p> <p>2. 認定審査委員会は、別に定める。</p> <p>認定医</p> <p>第4条 認定医とは、別に定める規定にもとづき、この学会の理事会が認定した者をいう。</p> <p>指導医</p> <p>第5条 指導医とは、別に定める規定にもとづき、この学会の理事会が認定した者をいう。</p> <p>細則の変更</p> <p>第6条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認により、変更する。</p> <p>附則</p> <p>この細則は、2013年5月23日に制定、施行する。</p>

<p>認定審査委員会細則</p> <p>目 的</p> <p>第 1 条 この細則は、日本老年麻酔学会認定制度細則の規定に基づき、認定審査委員会について必要な事項を定める。</p> <p>所掌事項</p> <p>第 2 条 審査委員会は、以下の事項を所掌する。</p> <p>(1) 認定医の資格に関すること</p> <p>(2) 指導医の認定に関すること</p> <p>組 織</p> <p>第 3 条 審査委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名および委員若干名をもって組織する。</p> <p>2. 委員長、副委員長、委員は、理事会が委嘱する。</p> <p>任 期</p> <p>第 4 条 委員長、副委員長、委員の任期は 3 年とし、重任を妨げない。</p> <p>守秘義務</p> <p>第 5 条 委員は、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。</p> <p>改 廃</p> <p>第 6 条 この細則は、理事会の審議を経、総会の承認を受け改廃する。</p> <p>雑 則</p> <p>第 7 条 この細則のほか、認定審査委員会における必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、2013 年 5 月 23 日に制定、施行する。</p> <p style="text-align: right;">認定医に関する細則 2013 年 5 月 23 日制定 2014 年 2 月 7 日改定</p>	<p>認定審査委員会細則</p> <p>目 的</p> <p>第 1 条 この細則は、日本老年麻酔学会認定制度細則の規定に基づき、認定審査委員会について必要な事項を定める。</p> <p>所掌事項</p> <p>第 2 条 審査委員会は、以下の事項を所掌する。</p> <p>(1) 認定医の認定に関すること</p> <p>(2) 指導医の認定に関すること</p> <p>組 織</p> <p>第 3 条 審査委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名および委員若干名をもって組織する。</p> <p>2. 委員長、副委員長、委員は、理事会が委嘱する。</p> <p>任 期</p> <p>第 4 条 委員長、副委員長、委員の任期は 1 年とし、重任を妨げない。</p> <p>守秘義務</p> <p>第 5 条 委員は、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはならない。</p> <p>改 廃</p> <p>第 6 条 この細則は、理事会の審議を経、総会の承認を受け改廃する。</p> <p>雑 則</p> <p>第 7 条 この細則のほか、認定審査委員会における必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、2013 年 5 月 23 日に制定、施行する。</p> <p style="text-align: right;">認定医に関する細則 2013 年 5 月 23 日制定 2014 年 2 月 7 日改定</p>
---	---

<p style="text-align: right;">2015年2月15日改定 2020年2月9日改定 2025年7月1日改定</p> <p>認定医に関する細則</p> <p>目的</p> <p>第1条 この細則は、日本老年麻酔学会の認定制度細則に基づき、認定医について必要な事項を定める。</p> <p>定義</p> <p>第2条 認定医とは、この細則に定める所定の審査に合格し、高齢者麻酔の臨床に関する相当の知識と経験を有すると認めた者をいう。</p> <p>登録日・有効期間</p> <p>第3条 認定医の登録日は、認定審査終了後の4月1日とする。</p> <p>2. 認定医資格の有効期間は、満5年間とする。 2025年4月1日以降は新規および更新の認定を行わず、2025年度認定医の資格有効期限が満了する2030年3月31日をもって廃止する。</p> <p>認定の取消</p> <p>第4条 認定医が以下に掲げる事由に該当するとき、認定医の資格を取り消す。</p> <p>(1) この学会の正会員でなくなったとき ただし、名誉会員の場合はこの限りではない</p> <p>(2) 認定医が認定取消を申し出たとき</p> <p>(3) 認定医が更新の手続きをしなかったとき</p> <p>(4) 理事会が認定医としてふさわしくないと認めたととき</p> <p>2. 前項(4)号の事由により認定医の資格を取り消すときは、理事会で本人に弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>申請資格</p> <p>第5条 認定医の認定審査を希望する者は、以下</p>	<p style="text-align: right;">2015年2月15日改定 2020年2月9日改定</p> <p>認定医に関する細則</p> <p>目的</p> <p>第1条 この細則は、日本老年麻酔学会の認定制度細則に基づき、認定医について必要な事項を定める。</p> <p>定義</p> <p>第2条 認定医とは、この細則に定める所定の審査に合格し、高齢者麻酔の臨床に関する相当の知識と経験を有すると認めた者をいう。</p> <p>登録日・有効期間</p> <p>第3条 認定医の登録日は、認定審査終了後の4月1日とする。</p> <p>2. 認定医資格の有効期間は、満5年間とする。</p> <p>認定の取消</p> <p>第4条 認定医が以下に掲げる事由に該当するとき、認定医の資格を取り消す。</p> <p>(1) この学会の正会員でなくなったとき</p> <p>(2) 認定医が認定取消を申し出たとき</p> <p>(3) 認定医が更新の手続きをしなかったとき</p> <p>(4) 理事会が認定医としてふさわしくないと認めたととき</p> <p>2. 前項(4)号の事由により認定医の資格を取り消すときは、理事会で本人に弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>申請資格</p> <p>第5条 認定医の認定審査を希望する者は、以下</p>
---	--

<p>の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) この学会の正会員であること</p> <p>(2) 申請する年の会費を完納していること</p> <p>(3) 厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けていること</p> <p>申 請</p> <p>第 5 条 2025 年 4 月 1 日より認定医の新規および更新の認定は行わず、2025 年度認定医の資格有効期限が満了する 2030 年 3 月 31 日をもって廃止する。別に定める要件を満たす認定医は新規に指導医に認定する。</p> <p>申 請</p> <p>第 6 条 認定医の審査を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。</p> <p>(1) 認定医申請書 1 部</p> <p>(2) 麻酔科標榜許可書あるいは日本麻酔科学会認定証の写し 1 部</p> <p>(3) 履歴書 1 部</p> <p>2. 認定医の認定申請は、11 月 1 日から 11 月 30 日まで受け付ける。</p> <p>3. 認定医認定の審査料は、10,000 円とし、申請時に納付する。</p> <p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。</p> <p>審 査</p> <p>第 7 条 認定医の審査は書類審査とする。</p> <p>認定・登録</p> <p>第 8 条 認定審査委員会は、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>更 新</p> <p>第 9 条 認定医資格の有効期間が終了し、引き続</p>	<p>の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) この学会の正会員であること</p> <p>(2) 申請する年の会費を完納していること</p> <p>(3) 厚生労働大臣から麻酔科標榜の許可を受けていること</p> <p>申 請</p> <p>第 6 条 認定医の審査を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。</p> <p>(1) 認定医申請書 1 部</p> <p>(2) 麻酔科標榜許可書あるいは日本麻酔科学会認定証の写し 1 部</p> <p>(3) 履歴書 1 部</p> <p>2. 認定医の認定申請は、11 月 1 日から 11 月 30 日まで受け付ける。</p> <p>3. 認定医認定の審査料は、10,000 円とし、申請時に納付する。</p> <p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。</p> <p>審 査</p> <p>第 7 条 認定医の審査は書類審査とする。</p> <p>認定・登録</p> <p>第 8 条 認定審査委員会は、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>更 新</p> <p>第 9 条 認定医資格の有効期間が終了し、引き続</p>
--	---

<p>き資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に更新手続きをしなければならぬ。</p> <p>更新資格</p> <p>第 10 条 認定医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 現に認定医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること</p> <p>(2) 更新申請する年を含めて連続する 5 年間、この学会の正会員であること</p> <p>(3) 申請する年を含め、直近 5 年間の会費を完納していること</p> <p>更新申請</p> <p>第 11 条 認定医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。</p> <p>(1) 認定医更新申請書 1 部</p> <p>(2) 更新履歴書 1 部</p> <p>2. 認定医更新申請は、認定期間が終了する年の前年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで受け付ける。</p> <p>3. 認定医更新の審査料は、10,000 円とし、申請時に納付する。</p> <p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。</p> <p>更新審査</p> <p>第 12 条 認定医の更新審査は書類審査とする。</p> <p>更新登録</p> <p>第 13 条 認定審査委員会は、更新審査の結果を申請者に通知する。</p> <p>2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>改 廃</p> <p>第 6 条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受け、改廃することができる。</p>	<p>き資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に更新手続きをしなければならない。</p> <p>更新資格</p> <p>第 10 条 認定医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 現に認定医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること</p> <p>(2) 更新申請する年を含めて連続する 5 年間、この学会の正会員であること</p> <p>(3) 申請する年を含め、直近 5 年間の会費を完納していること</p> <p>更新申請</p> <p>第 11 条 認定医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。</p> <p>(1) 認定医更新申請書 1 部</p> <p>(2) 更新履歴書 1 部</p> <p>2. 認定医更新申請は、認定期間が終了する年の前年 11 月 1 日から 11 月 30 日まで受け付ける。</p> <p>3. 認定医更新の審査料は、10,000 円とし、申請時に納付する。</p> <p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。</p> <p>更新審査</p> <p>第 12 条 認定医の更新審査は書類審査とする。</p> <p>更新登録</p> <p>第 13 条 認定審査委員会は、更新審査の結果を申請者に通知する。</p> <p>2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>改 廃</p> <p>第 14 条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受け、改廃することができる。</p>
---	---

<p>附 則</p> <p>この細則は、2013年5月23日に制定、施行する。 この細則は、2015年2月15日に施行する。 この細則は、2020年2月9日に施行する。 この細則は、2025年7月1日に施行する。</p> <p style="text-align: center;">指導医に関する細則 2015年2月15日改定 2020年2月9日改定 2022年2月11日改定 2025年7月1日改定</p> <p>指導医に関する細則</p> <p>目 的</p> <p>第1条 この細則は、日本老年麻酔学会指導医(以下「指導医」という)の運用に関し必要な事項を定める。</p> <p>定 義</p> <p>第2条 指導医とは、この細則に定める所定の審査に合格し、高齢者麻酔の臨床に関する相当の知識と経験を有し、麻酔科医および医療スタッフを適切に育成、指導できると認めたと者をいう。</p> <p>登録日・有効期間</p> <p>第3条 指導医の登録日は、認定審査終了後の4月1日とする。 2. 指導医資格の有効期間は、満5年間とする。</p> <p>認定の取消</p> <p>第4条 指導医が以下に掲げる事由に該当するとき、指導医の資格を取り消す。 (1) 正会員でなくなったとき ただし、名誉会員の場合はこの限りではない (2) 指導医が認定取消を申し出たとき (3) 指導医更新の手続きをしなかったとき (4) 理事会が指導医としてふさわしくないと認めたととき</p>	<p>附 則</p> <p>この細則は、2013年5月23日に制定、施行する。 この細則は、2015年2月15日に施行する。 この細則は、2020年2月9日に施行する。</p> <p style="text-align: center;">指導医に関する細則 2015年2月15日改定 2020年2月9日改定 2022年2月11日改定</p> <p>指導医に関する細則</p> <p>目 的</p> <p>第1条 この細則は、日本老年麻酔学会指導医(以下「指導医」という)の運用に関し必要な事項を定める。</p> <p>定 義</p> <p>第2条 指導医とは、この細則に定める所定の審査に合格し、高齢者麻酔の臨床に関する相当の知識と経験を有し、認定医を育成、指導できると認めたと者をいう。</p> <p>登録日・有効期間</p> <p>第3条 指導医の登録日は、認定審査終了後の4月1日とする。 2. 指導医資格の有効期間は、満5年間とする。</p> <p>認定の取消</p> <p>第4条 指導医が以下に掲げる事由に該当するとき、指導医の資格を取り消す。 (1) 正会員でなくなったとき (2) 指導医が認定取消を申し出たとき (3) 指導医更新の手続きをしなかったとき (4) 理事会が指導医としてふさわしくないと認めたととき</p>
---	---

<p>2. 前項(4)号の事由により指導医の資格を取り消すときは、理事会で本人に弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>申請資格</p> <p>第5条 指導医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 日本老年麻酔学会の正会員または名誉会員を5年以上継続していること</p> <p>(2) 申請する年を含め、直近5年間の会費を完納していること (名誉会員を除く)</p> <p>(3)直近5年間で、この学会が主催する認定制度講演会を2回以上聴講していること ただし、移行期間の2030年3月31日までは、旧細則を適用し1回以上の聴講でよい。</p> <p>(4) この学会の認定医資格があること</p> <p>(4) 日本麻酔科学会専門医または指導医または日本専門医機構麻酔科専門医の資格を有していること、または過去に有していたこと</p> <p>申請</p> <p>第6条 指導医の審査を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。</p> <p>(1) 指導医申請書 1部</p> <p>(2) 日本老年麻酔学会認定医認定証の写し 1部</p> <p>(2) 履歴書 1部</p> <p>(3) 日本麻酔科学会専門医または指導医、または日本専門医機構麻酔科専門医証の写し 1部 (過去のものでも有効とする)</p> <p>(4) この学会が主催する直近5年間の認定制度講演会の2回分の受講証の写し 各1部 ただし、移行期間の2030年3月31日までは、旧細則を適用し1回以上の聴講でよい。</p> <p>2. 指導医の認定申請は、11月1日から11月30日まで受け付ける。</p> <p>3. 指導医認定の審査料は、10,000円とし、申請時に納付する。</p>	<p>2. 前項(4)号の事由により指導医の資格を取り消すときは、理事会で本人に弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>申請資格</p> <p>第5条 指導医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 日本老年麻酔学会の正会員を5年以上継続していること</p> <p>(2) 申請する年を含め、直近5年間の会費を完納していること</p> <p>(3) この学会が主催する学術集会に、直近の5年間で2回以上参加しており、認定医制度講演会を1回以上聴講していること</p> <p>(4) この学会の認定医資格があること</p> <p>(5) 日本麻酔科学会専門医または指導医の資格を有していること、または過去に有していたこと</p> <p>申請</p> <p>第6条 指導医の審査を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。</p> <p>(1) 指導医申請書 1部</p> <p>(2) 日本老年麻酔学会認定医認定証の写し 1部</p> <p>(3) 履歴書 1部</p> <p>(4) 日本麻酔科学会専門医、または指導医証の写し 1部 (過去のものでも有効とする)</p> <p>(5) この学会が主催する直近5年間の学術大会参加証の2回分の写し 各1部</p> <p>(6) この学会が主催する直近5年間の認定医制度講演会の受講証の写し 1部</p> <p>2. 指導医の認定申請は、11月1日から11月30日まで受け付ける。</p> <p>3. 指導医認定の審査料は、20,000円とし、申請時に納付する。</p>
--	---

<p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、やむを得ない事由と認められる場合はその限りではない。</p> <p>審査 第7条 指導医の審査は書類審査とする。</p> <p>認定・登録 第8条 認定審査委員会は、審査結果を申請者に通知する。 2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>更新 第9条 指導医資格の有効期間が終了し、引き続き資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に更新手続きをしなければならない。</p> <p>更新資格 第10条 指導医の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。 (1) 現に指導医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること (2) 更新申請をする年を含めて連続する5年間、この学会の正会員または名誉会員であること (3) 更新申請する年を含め、直近5年間の会費を完納していること (名誉会員を除く) (4) 直近5年間で、この学会が主催する認定制度講演会を2回以上聴講していること ただし、移行期間の2030年3月31日までは、旧細則を適用し1回以上の聴講でよい。</p> <p>更新申請 第11条 指導医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。 (1) 指導医更新申請書 1部 (2) 更新履歴書 1部</p>	<p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。</p> <p>審査 第7条 指導医の審査は書類審査とする。</p> <p>認定・登録 第8条 認定審査委員会は、審査結果を申請者に通知する。 2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>更新 第9条 指導医資格の有効期間が終了し、引き続き資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に更新手続きをしなければならない。</p> <p>更新資格 第10条 指導医の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。 (1) 現に指導医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること (2) 更新申請をする年を含めて連続する5年間、この学会の正会員であること (3) 更新申請する年を含め、直近5年間の会費を完納していること (4) この学会が主催する学術集会に、直近の5年間で2回以上参加しており、認定医制度講演会を1回以上聴講していること</p> <p>更新申請 第11条 指導医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる書類を事務局に提出する。 (1) 指導医更新申請書 1部 (2) 更新履歴書 1部</p>
--	---

<p>(2) この学会が主催する直近5年間の認定制度講演会の2回分の受講証の写し 各1部 ただし、移行期間の2030年3月31日までは、旧細則を適用し1回以上の聴講でよい。</p> <p>2. 指導医更新申請は、認定期間が終了する年の前年11月1日から11月30日まで受け付ける。</p> <p>3. 指導医更新認定の審査料は、10,000円とし、申請時に納付する。</p> <p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、やむを得ない事由と認められる場合はその限りではない。</p> <p>特別更新申請</p> <p>第12条 70歳以上で2回以上の更新実績がある者には特別更新制度を適用する。</p> <p>(1) 特別更新の意思表示をした場合は、申請書類を不要とする。</p> <p>(2) 更新資格は第10条と同じである。</p> <p>(3) 申請資格を満たしている場合、事務局から本人に審査料の振込先を連絡し、入金の確認をもって申請受理とする。</p> <p>更新審査</p> <p>第13条 指導医の更新審査は書類審査とする。</p> <p>更新登録</p> <p>第14条 認定審査委員会は、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>改 廃</p> <p>第15条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受け、改廃することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、2013年5月23日に制定、施行する。 この細則は、2015年2月15日に施行する。</p>	<p>(3) この学会が主催する直近5年間の学術大会参加証の2回分の写し 各1部</p> <p>(4) この学会が主催する直近5年間の認定医制度講演会の受講証の写し 1部</p> <p>2. 指導医更新申請は、認定期間が終了する年の前年11月1日から11月30日まで受け付ける。</p> <p>3. 指導医更新認定の審査料は、10,000円とし、申請時に納付する。</p> <p>4. 既納の審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。</p> <p>更新審査</p> <p>第12条 指導医の更新審査は書類審査とする。</p> <p>更新登録</p> <p>第13条 認定審査委員会は、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>2. 審査に合格した者には、認定証を交付し、登録するとともに、電磁的方法をもって公示する。</p> <p>改 廃</p> <p>第14条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受け、改廃することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この細則は、2013年5月23日に制定、施行する。 この細則は、2015年2月15日に施行する。</p>
---	--

<p>この細則は、2020年2月9日に施行する。</p> <p>この細則は、2022年2月11日に施行する。</p> <p>この細則は、2025年7月1日に施行する。</p>	<p>この細則は、2020年2月9日に施行する。</p> <p>この細則は、2022年2月11日に施行する。</p>
---	--